対ザンビア国別開発協力方針

２０２３年９月

１　対ザンビア開発協力のねらい

ザンビアは１９６４年の独立以降、１９９１年にそれまで続いた一党独裁から複数政党制に移行。そこから７度の選挙を経験するも、大きな混乱なく平和裏に政権交代を実現し、南部アフリカ地域では最も民主主義が定着している国家の一つである。また近隣諸国との善隣関係の維持と平和外交に努め、地域の平和と安定に貢献している。国際場裡では、首都ルサカに COMESA[1]の事務局が設置されているほか、SADC[2]にも加盟し、地域統合にも積極的である。経済面では、銅やコバルトなどの豊富な鉱物資源を有する他、８か国と隣接しナカラ回廊や南北回廊等の国際回廊の結節点に位置し、地域の多層的な連結性の強化を促進している。

一方、銅生産に依存したモノカルチャー経済は、国際価格の変動に大きく左右される脆弱性を有していることに加え、長年の財政赤字や巨額インフラ投資により財政状況が悪化した結果、２０２０年１１月にはユーロ債の利払い不履行によりコロナ禍以降アフリカ初の債務不履行に陥った。このような状況の中、２０２１年８月に誕生したヒチレマ政権は、経済再建を最優先課題に掲げ、雇用創出、産業の多角化、農業、製造業、観光業、鉱業等の重点分野の付加価値化、海外直接投資の促進等を重視している。

これら課題を背景に、ザンビア政府は長期国家計画（ビジョン２０３０）[3]に基づき、２０２２年から２０２６年までを対象期間とする中期開発計画「第８次国家開発計画」（８NDP）を策定し、「生活向上のための社会経済の変革」を目標に掲げ、経済変革・雇用創出、人間・社会開発、環境持続性、良好なガバナンス環境の実現に取り組んでいる。

我が国が開発協力事業を通じてザンビアの産業多角化に協力するとともに、脱炭素化実現に向けて重要となる銅やコバルト等の戦略的鉱物資源の開発・活用に資する協力を行うことは、我が国の経済安全保障・資源外交強化に資するとともに、持続可能な開発目標（SDGs）達成への貢献、また南部アフリカ地域全体の安定と繁栄にも寄与することから極めて重要である。

２　我が国のＯＤＡの基本方針（大目標）: <u>鉱物資源の活用及び多角的かつ強靭な経済成長の促進</u>

---

[1] COMESA: Common Market for Eastern and Southern Africa（東南部アフリカ市場共同体）。２０２３年６月から議長。

[2] SADC: Southern African Development Community（南部アフリカ開発共同体）。２０２３年８月から SADC 政治・防衛・安全保障機構議長。

[3] 2006 年に公布された長期開発戦略。2030 年までの中進国入りを目指している。

ザンビア政府の「ビジョン２０３０」及び「第８次国家開発計画」を踏まえ、経済多角化に資する産業の活性化、経済インフラの整備及び社会サービスの向上を通じ、ザンビアの強靭な経済成長を支援する。同協力の成果は、ザンビアにおける持続可能な開発目標（SDGs）の実現と安定的な社会の構築を後押しする。

３　重点分野（中目標）

（１）産業の活性化

ザンビアが戦略的鉱物資源を活用しつつ産業多角化を進めるにあたり、有望産業の育成や投資の誘致、観光支援を含む民間セクターの開発支援に取り組む。また、小規模農家の生計向上、作物の多様化、生活インフラの基盤強化に資する農村地域開発に取り組む。これら活動には、ザンビアが積極的に受入れ、再定住政策を進めている難民・元難民の経済活動等への統合も含む。

（２）経済インフラの強化

国際回廊を中心にインフラ開発や運用体制強化等を通じた周辺国との連結性強化に取り組むとともに、人口増や無計画な市街地拡大に直面するルサカ都市圏の都市インフラを整備し、ザンビアの経済成長の後押しとなる経済インフラの強化を支援する。

（３）社会サービスの向上

経済成長を支える社会サービスの向上を目指し、保健・医療サービスのアクセス・質の向上、感染症対策・対応強化に取り組むとともに、理数科教育の質の向上及び展開を支援し、経済活動を支える質の高い人材の育成に取り組む。

４　留意事項

（１）ザンビアはドナー協調を目的として協力機関による協力連携グループ（CPG）会合及び実務者会合としてセクター別実務者グループ（SWG）が定期開催される等、援助協調が進んでいる。日本関係者のみならず他の援助機関とも積極的な対話を継続し、効率的な協力の実施に努める。

（２）多角的かつ強靭な経済成長の実現にあたっては、格差の是正の観点も重要であり、政府が地方分権化を促進していることから、同国において拡大する都市部と農村部の所得や経済インフラ、社会サービス等の格差是正にも貢献できるよう、必要な協力を実施する。

（３）ザンビアは、民主主義や法の支配といった価値観を我が国と共有する国であり、ザンビア政府が取り組む良好なガバナンス環境の実現に資する支援についても積極的に検討する。

（４）協力案件の形成・実施に際しては、ザンビアのみならず、同国とのこれまでの協力で育成された人材等をベースに、同国を拠点として、SADC をはじめとした南部アフリカ地域に広域的に裨益する案件についても積極的に検討する。

（了）

別紙：　事業展開計画